

令和7年度の十日町市賃借料情報をお知らせします

農地法の改正により「標準小作料制度」が廃止され、それに代わり農業委員会が「賃借料情報」を提供しています。過去1年間に新規に締結された賃貸借権の設定をもとに、地域の実態に応じて【田】と【畑】に区分集計し、平均額、最高額、最低額等を賃借料情報として提供しています。

この情報は、賃貸借契約する場合のあくまでも目安です。契約にあたっては、農地の実情に応じて貸し手と借り手で十分な話し合いの上、賃借料を決定してください。

令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりです。

【田(水稻)の部】

締結(公告)された地域		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数	適用
十日町地域	基盤整備完了区域	17,900	58,800	3,100	746	
	基盤整備未完了地区	17,700	58,800	5,500	198	
川西地域	基盤整備完了区域	16,000	28,900	5,000	216	
	基盤整備未完了地区	13,800	19,600	7,700	18	
中里地域	基盤整備完了区域	18,200	29,400	9,000	301	
	基盤整備未完了地区	19,000	49,000	4,800	68	
松代地域	基盤整備完了区域	13,000	19,600	2,500	28	
	基盤整備未完了地区	10,100	19,600	6,600	64	
松之山地域	基盤整備完了区域	10,900	29,400	3,100	131	
	基盤整備未完了地区	10,400	29,400	2,700	224	

【畑の部】

締結(公告)された地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数	
十日町市全域	6,500	26,300	1,000	84	

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料を物納している場合は60Kg当り19,600円で換算しています。
3. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。